

## 七 私の国会討論（一）

私は、ただいま上程せられました昭和二十九年度の年末賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案に対し、自由党を代表して、原案に反対、委員長報告に賛成の討論を述べんとするものであります。

両派社会党は、去る臨時国会におきまして、補正予算案の成立前、すでに年末賞与二万円以下を免税にせんとする法律案をわれわれに提示して参つたのであります。われわれは、これに対し、かかる措置は給与所得者中独身者のみに対し不当な税法上の恩典を与え、真に生計の重圧に苦しむ家族持ちの階層を全然顧みるところのない、衆愚におもねる一夜づけの提案であるとして、これをしりぞけたのであります。われわれの反対にあうや、両派社会党は、倉皇として、全給与所得者の受けを年末賞与中五千円を限り非課税とする本法律案を、いともむそうさに提案して参つたのであります。しかし、本年度補正予算案に対する両派社会党の組みかえ動議には、かかる提案の片鱗だに見ることができなかつたのであります。われわれは、近く予定されている総選挙を

前にして、かかる速成の提案を試みられる社会党の態度自体に、むしろいぶかりを覚えるものがあります。また、これによって生ずる七十五億円に上る歳入減を、本年度はもとより、後年度にわたつていかにカバーするかについても、何ら精密な検討を加えたあとが見られないことを遺憾とするものであります。しかし、ここでは、あえてこの点を追究いたそうとは思いません。ただ、本法律案による所得税の減免が、ひとり年末賞与を受ける給与所得者のみをその対象とし、全然年末賞与の支給にあずからざる給与所得者はもとより、課税の重圧にあえぐ中小工商业者や農民等広汎な勤労大衆をことごとく無視したところに、見のがすことのできない問題があることを強く指摘するものであります。

もとよりわれわれも、現行税制のもとにおいて、源泉課税にかかる給与所得者に対する課税が、他の申告所得者に対する課税に比しまして相対的に過重であるという実感を押え得ないものであります。これに対しましては早急には正の必要を認めるにやぶさかではありません。さらに、給与所得税のみならず、中小工商业者や農民に対しましても、現行税率や各種の控除制度が十分であるとして満足しておるものでもありません。過去数力年にわたり、自由党とその政府は、減税、特に所得税の減免に執拗な努力を重ねて参つたのでありますが、今後ともさらに一層の精力を減税政策の推進に傾倒することこそ、わが党の一貫した党是であります。ただ、かかる減税政策は、

あくまでもそれぞれの所得層の生活の実態に却して各所得層の間に具体的な公平を失わないように実施すべきものでありまして、本法律案に盛り込まれたような、単なる一部のみを利する即興的な思いつきであつてはいけないと思ひます。

われわれは、近くあらためてわれわれの意図する所得税の合理的減税案を提案したいと存じますが、ここでは、以上申し述べました理由によりまして、両派社会党提案にかかる本法律案に対しまして反対せざるを得ない意向を表明するものであります。

私の討論はこれで終ります。(昭和二十九年十二月十五日、第二十一国会本会議において)

## 八 私の国会討論(二)

私は自由党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました所得税法を改正する案件外二件に関する委員長の報告に対し、賛成の討論を行わんとするものであります。

政府今次の税制改正案は、自由党内閣時代の税制調査会の答申の線にそいつつ、主として低額所得者の課税軽減、資本の蓄積に対する税制上の保護を發展せしめたものでありまして、いわば

自由党内閣の租税政策の大本を踏襲したものであるということができません。

民主党内閣は、組閣以来、その施策に、自由党のやり方に対する反対テーゼを打出したい、あるいは少くとも若干の新味を織り込みたいという焦燥にかられて、相当の苦心を重ねられた形跡が見られるのであります。もちろん、新規を追うこと自体は、一がいにこれを非難するに当らないのであります。民主党内閣の施策のあるものは時日の経過とともにだんだん色あせたものとなり、あるものは当初のねらいや言明から相当の後退を余儀なくされ、ようやくにして世論の批判を浴びつつある現状であります。しかるに、事税制に関する限りにおきましては、民主党内閣は、過度に新規を追い求めることなく、本筋におきまして自由党内閣の敷設した軌道を地道に歩もうとしておることに対し、私は、わが国の租税政策の安定という観点から、一応これを了とするものであります。

所得税におきましては、今次の改正により各種控除の引き上げ、税率の引き下げ等によりまして、納税人員は、平年度、給与所得者におきまして約七十七万人、申告納税者におきまして約十六万五千人を減少し、かつ、夫婦子供三人の標準世帯におきましては、給与所得者については二十二万六千四百円、申告納税者にあつては十八万五千円まではそれぞれ無税となり、税務行政の簡素化と低額所得者の負担軽減に資するところは僅少でないと思つております。さらに、

自民両党の修正によりまして、この点は一段と前進し、納税者はさらに三十八万人減少し、給与所得者の免税限度は平年度におきまして実に二十三万一千二百五十円となり、自由党が公約として掲げておりました月給二万円まで無税という線が、この際ほぼ実現を見たのであります。

法人税におきましては、基本税率を二%引き下げるとともに、輸出控除限度の拡張を期し得たことも、わが国の経済の現状に照らし、おおむね了解のできる改正であると思ひます。

預貯金、公社債等の利子に対する税制上の優遇措置は、本来、インフレの段階におきまして相対的に不利な確定利付貯蓄を保護し、国民貯蓄の増加を期する場合において、実効性のある政策であります。しかるに、今日わが国の経済がようやく反動的デフレの様相を帯び、かつてのデフレ期によく見られましたように、近來預貯金の形態をとる蓄積が現行の政策のもとにおきましても顕著な躍進を遂げていることは、統計の示すところであります。かかる段階における預貯金に対する利子課税減免の政策的効果は、かつてのように、これを高く評価することはできないのであります。しかし、たとえば、銀行預金の残高が今なお戦前の半ばにすぎず、銀行企業がオーバー・ローンの症状からいまだ脱却するに至らない現状におきましては、ここしばらく時限立法をもつてその免税を認めることも、またやむを得ないところであると思ひます。

国 会 断 想

しかしながら、今回の政府原案を通観いたしましたして、われわれは、その基本的構想におおむね

共感を覚えつつも、なお相当の修正を試みる必要を痛感し、自民両党の共同修正という形で、われわれの主張の一部を貫徹、具現することに成功をいたしたのであります。

この修正案の骨子は、所得税における選択的経費控除制度の創設、利子所得免税との権衡をはかるための配当所得の優遇措置、未亡人、不具廃疾者等に対する控除額の引き上げ、低額法人所得に対する法人税の軽減等でありまして、平年度百四十一億円の追加減税を伴うものであります。なかんずく選択的経費控除制度は、今日社会保険に加入していない、あるいは、加入していても、当然受くべき税法上の控除の恩典を、人手や知識の不足、記帳の不備等によって現実に受けていない農民、中小企業者あるいは未組織の恵まれざる勤労者に対し、その所得の5%、一万五千元までを、社会保険料、医療費、災害等の場合の雑損の控除にかえて、これを認めようとする新しい制度でありまして、特に低額所得者、未組織の勤労大衆に今回の修正案がもたらす新しい福音であると確信するものであります。

もとより、現行の税制は、これらの改正ないしは修正によりまして、租税本来の原則に照らし、なお多くの問題を残しておることを私は否定しようとは思いません。今日わが国の租税負担は依然として重いといわなければなりませんし、特に税制の平常化という観点から、すでに指摘されましたように、各種の特別減税措置、利子免税、配当所得の優遇等には異論を差しはさむべ

き余地が十分あり、なるべく早い機会に税制の平常化をはかりたいという念願において、われわれは決して人後に落つる者ではありません。しかしながら、申すまでもなく、現実の日本の税制は、日本経済の構造に対応するものであり、かつ、現実の財政需要充足の任務をになつておるのでありまして、抽象的租税理論がいかにも首尾一貫しておりまして、かかる現実の条件から遊離せる立論であるにおきましては、それは結局空論に墮することになります。

今日の日本の経済が今なお正常な国民経済のあり方からほど遠いものでありますことは、だれ人も否定することができない事実であり、その根本の欠陥は資本の欠乏と輸出の不伸という点に象徴的に表現されていることも、一般に認められているところであります。なるほど、敗戦による混乱期から今日に至るまで、国民は、よく勤労と貯蓄に耐え、資本の蓄積と輸出の増強にかかりの実績を上げ、国民の生活水準もようやく戦前の水準を突破することができたのであります。しかし、かかる生活水準の向上は、決して安定した経済基盤の上にささえられ十分の弾力を保ちつつ維持されているものでないことも、いなむことができない事実であります。資本の蓄積と輸出の伸張とを通じまして、経済の正常化、雇用の増大、消費水準の維持向上をはかることこそ、わが国の当面せる緊切なる課題でありまして、税制もまたこの至上の要請に奉仕することが当然その使命であると申さねばなりません。そのためには、ある程度また一定の时限を限つて本来の

租税原則を犠牲に供することは当然是認さるべきものと考えるのであります。私は、かかる条件を度外視して、租税の公平原則を一がい固執している諸君が、この点に關し一その理解と熱意を深められ、ひいては財政經濟政策の賢明な運用を通じて広範な勤勞大衆の生活向上に眞剣な配慮を払われんことを衷心、希求してやまない次第であります。

最後に、われわれが提案いたしました選択的經費控除制度に対し、社会党が、この制度が、すでに社会保険により手厚い保護を受けている主として大組織をもつ勤勞層に対するよりも、未組織の勤勞者や中小企業者、農民等に対してより大きい恩典を及ぼす点を指摘しつつ、この制度を非難しておりますことは、私の最も了解に苦しむところであります。強大な組織力を持ち、争議権の發動に訴えても、みずからの利益を闘い取ることができ、同時に社会保険その他の福利施設による保護におきまして相当の充実を見ておる大組織勤勞層は、今日の日本の現状におきましては、相對的に恵まれた階層であると申して差しつかえはないと思ひます。われわれの今次の提案は、もちろん、それらの人々の既得権を剥奪しようとするものでは決してなく、なおその不備をも補わんとするものであります。ただ、今日、これら比較的恵まれた階層に比し、人手や知識の不足、記帳の不備等のため、当然受くべき税法上の恩恵からとびらを閉ざされている恵まれざる未組織の勤勞大衆がなお二百万人の多きに達しておる事實に注目しなければならぬと思ひま



す。われわれは、その現状を黙視するに忍びず、かかる経費の概算控除の制度を創設し、これらの人々に税法上の恩恵に浴する道を開かんとするものであります。私は社会党がとすれば大組織をもつ労働者の利益擁護を偏重しがちであるという世間の批判を一掃する上から見ても、この制度に対し社会党の諸君の共感と同調を期待してやまない次第であります。

(昭和三十年六月二十三日、第二十二国会本会議において)